

令和改訂版

しっかり積み立て、  
安心で豊かな老後を!

国が支える、  
大きな安心!

# 農業者 年金

携帯  
パンフ

あなたの老後の  
備えは十分で  
しょうか?

年金は家族  
一人ひとりが  
準備することが  
大切です!

農業者年金は、  
あなたの老後を  
サポートします。

あなたが60歳未満の  
国民年金の第1号被保険者なら、  
**年間60日以上農業に従事**  
していれば農業者年金に加入できます。

経営者だけでなく、夫婦や親子でそろって  
加入することをおすすめします!!

# 農業者年金の特徴

特徴  
1

## 農業に従事する方なら広く加入いただけます

- 年間60日以上農業に従事する
- 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、
- 20歳以上60歳未満の方です。

特徴  
2

## 少子高齢時代に強い年金です！ 積立方式・確定拠出型

自分が積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式・確定個人ごとの毎年度の年金資金の積立・運用状況は、毎年6月末までに農業者年金基金よりお知らせしています。



特徴  
3

## 終身年金で80歳までの保証付き！

年金は生涯支給されます。仮に加入者が死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずの額が死亡一時金として遺族に支給されま

受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、であった農業者老齢年金の現在価値に相当す。

特徴  
4

## 税制上の優遇措置！

支払った保険料は全額が社会保険料控除のだから、所得税や住民税等の節税につながり支払った保険料の15%～30%程度が節税に

対象。ます！なります。



特徴  
5

## 保険料の額は自由に決められます！

自分が必要とする年金額の目標に向けて、6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選ぶまた、農業経営の状況等に合わせて、いつ

保険料は月2万円からぶことができます。でも見直しが可能です。



特徴  
6

## 保険料の国庫補助があります！

認定農業者など一定の要件を備えた“意欲保険料（月額2万円固定）の2割、3割、5割※次の6～9ページを参照してください。

ある担い手”には、の国庫補助があります（最大で20年）。

# あなたの老後の備えは 大丈夫？

国民年金の  
支給額は

年額 約**156万円**

国民年金の支給額は、40年加入で月額約6万5千円、夫婦あわせて月額約13万円です。

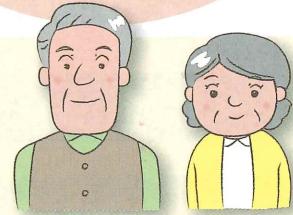
それに 対して

老後の家計費  
現金支出は

年額 約**288万円**

高齢農家世帯（世帯主が65歳以上の夫婦2人）の家計費は現金支出で月額約24万円です。  
(令和元年総務省家計調査を基に推計)

このように、国民年金だけでは十分とは言えず、老後の生活は自分で準備する必要があります。  
老後の備えに、家族みんなが農業者年金に加入しましょう。



## 将来の年金額（試算）

国庫補助を受けた場合（保険料は2万円で固定）の試算表です。

### ●運用利回り2.5%の場合

（単位：万円）

加入年齢	納付期間	保険料納付総額			性別	年金額（年額）	年金受給総額
		本人負担分	国庫補助額	合計額			
35歳	25年	528	72	600	男	40	854
					女	33	897
30歳	30年	588	132	720	男	51	1,094
					女	42	1,145
20歳	40年	744	216	960	男	77	1,655
					女	64	1,728

・65歳以降の年金額を計算するための予定利率は0.25%で計算しています。

・年金額は65歳裁定における年金額（年額）で農業者老齢年金と特例付加年金を合し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の受取総額です。

・国庫補助額は、もっとも有利な政策支援を受けた場合の金額です。

・保険料の国庫補助を受けるには、39歳までに加入する必要があります。また、保険などが20年以上となり、経営継承を行う必要があります。

・上記の試算額は、農業者年金基金ホームページの「年金シミュレーター」により、令各金額は単位未満を端数処理により表示しています。

・保険料の国庫補助が受けられる期間は、最長20年間です。

算した金額であり、年金受給総額は農業者年金加入者の65歳での平均余命を考慮

料の国庫補助を将来年金として受けるためには、旧制度と合算して保険料納付済期間

和3年4月に試算したものです。

# 保険料の国庫補助とは？



誰が国からの保険料補助を受けられるの？

## 1 認定農業者の場合

青色申告をしている認定農業者で、60歳までに20年以上の加入が見込まれる人

農業経営を後継者などに譲ることで保険料の国庫補助分を受給できます。農地や施設等を後継者や地域の担い手に経営継承することが必要です。

## 2 認定農業者の奥さんの場合

青色申告をする認定農業者である経営主と「家族経営協定」を締結して経営に参画し、60歳までに20年以上の加入が見込める人

「家族経営協定」の破棄や、経営参画条項を変更することにより保険料の国庫補助分を受給できます。

## 3 認定農業者の後継者の場合

青色申告をする認定農業者である経営主と「家族経営協定」を締結して経営に参画し、60歳までに20年以上の加入が見込める人

農業経営を後継者などに譲ることで保険料の国庫補助分を受給できます。農地や施設等を後継者や地域の担い手に経営継承することが必要です。

# 保険料の国庫補助額

## ●国が補助する金額は？

区分	必要な要件		国が補助する額	自己負担する保険料の額
1	認定農業者で青色申告者	35歳未満	10,000円 (5割)	10,000円
		35歳以上	6,000円 (3割)	14,000円
2	認定新規就農者で青色申告者	35歳未満	10,000円 (5割)	10,000円
		35歳以上	6,000円 (3割)	14,000円
3	区分1または2の人と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者または後継者*	35歳未満	10,000円 (5割)	10,000円
		35歳以上	6,000円 (3割)	14,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす人で、3年以内に両方を満たすことを約束した人	35歳未満	6,000円 (3割)	14,000円
		35歳以上	4,000円 (2割)	16,000円
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に、区分1の人になることを約束した後継者*	35歳未満	6,000円 (3割)	14,000円
		35歳以上	—	20,000円～

\*「後継者」は経営主の直系卑属



国庫補助を受ける期間の保険料は「2万円」と決まっています。加入者は国庫補助額を差し引いた金額を自己負担します。

\*国庫補助額（国が補助する額）は、その要件（区分）に応じて、月額保険料「2万円」の2割（4,000円）、3割（6,000円）、5割（10,000円）となります。

## 公的年金ならではの税制上の優遇措置

支払った保険料は、全額（年額12万円～80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税等の節税（支払った保険料の15～30%程度）につながります【民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円（平成24年1月1日以降の保険契約については4万円）】。

また、保険料などの年金資産の運用益も非課税です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金の年金等の合計額が110万円までは全額非課税となります。

万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税等の節税（支払った保険料の15～30%程度）につながります【民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円（平成24年1月1日以降の保険契約については4万円）】。

また、保険料などの年金資産の運用益も非課税です。さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金の年金等の合計額が110万円までは全額非課税となります。

### 保険料支払いによる節税効果

### 果の目安

所得税・住民税・復興特別所得税

課税対象所得	税率	加入者の支払った保険料の額		
		月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
195万円以下	15.1%	36,000円	91,000円	121,000円
195万円超 330万円以下	20.2%	48,000円	121,000円	162,000円
330万円超 695万円以下	30.4%	73,000円	182,000円	244,000円

※各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています（百円単位は端数処理）。

☆経営主（=納税者）自身の農業者年金の保険料だけの保険料を払った場合は、合わせて経営主の所得か

でなく、生計を一にする配偶者や後継者の農業者年金から控除できます。

## 付利準備金による補填措置

厳しい運用環境の年度があつても、65歳の年金裁定時に、付利の累計額ができるだけマイナスとならないようにするため、付利準備金による補填措置が用意されています。

具体的には、右の対策がとられています。



- ①付利準備金は、65歳の年金裁定時に付利累計額がマイナスとなる人のマイナス相当額を補うため等に使われます。
- ②付利準備金の使用にあたっては、①の使途が優先されます。

※なお、加入者本人の意思により65歳になる前に年金裁定を繰り上げて受給する場合は、この対策の対象にはなりません。

つまり、65歳の年金裁定時に、万が一、付利累計額がマイナスとなった場合には、優先的に、付利準備金からマイナス分を可能な限り補う対策がとられます。